

(様式2)

鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の委託業務に関する事業計画書

1 管理運営の基本的な考え方

(1) 鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理者を希望する理由

平成21年4月より、当社は指定管理者として施設の管理運営に当たり現在5年目に入っています。この間、民間会社としての機動力を発揮し、管理運営面、修繕面、衛生・環境美化面等注意力を高めて迅速な対応を心掛けて来ました。また、関係者の利用において安全面、衛生面、機能面等で問題ないかという観点を常に職員全員が持ち、前倒しでの対応にも注力しました。

この4年間に516件、約40百万円の修繕を執行した実績の中で施設・設備の特性も把握しており、蓄積されたノウハウは今後も貴重な財産として引き続き有用なものと考えます。組織運営においては中立・公平・公正を旨としていますが、卸業者3者が設立した会社ということもあり市場関係者とも適切かつ良好な関係が築けています。これはある意味人的財産と言えるもので一朝一夕に築けるものではないものです。4年間で関係者から478件の苦情・要望（主は要望）を受けましたが、都度適切な対応に努め関係者の理解は得られているものと判断しています。

また、県との関係においても水産事務所を中心に密接なコミュニケーションが図られており、どちらかが一方的な議論をするということではなく、相互が適切な議論をする環境が構築されており、今後も県との密接な連携が十分に図られるものと考えています。

当市場は、「さかいみなと漁港・市場活性化協議会」にて「さかいみなと漁港・市場活性化ビジョン」が策定され、今後、高度衛生管理型の市場整備が実施されていきますが、ハード、ソフト両面で当社が培ってきた経験・実績が活かせるものと自負しています。利用者の観点とは違う、実際に運営に携わった者として把握している問題点、改善点等も今後積極的に提言して行けるものと考えています。

次期指定管理5年間の指名を受けるべく、当社の組織を全力を上げて臨む覚悟であり、市場関係者及び県との連携もさらに強化して対応して行く考えですので、引き続き指定管理者としての指名を希望します。

(2) 管理運営の方針

①設置目的（公の施設）の理解・認識

委託業務を遂行するに当たり、公の施設であることを十分に認識し、設置目的を理

解のうえ管理運営を行います。

境港市場の設置目的「卸売市場を整備し、生鮮水産物等の取引の適正化とその流通等の円滑化により、水産業の健全な発展と水産物の安定供給を図ることを目的とする」。

市場関係者が、安全かつ衛生的、機能的な環境の下で活動できるよう施設の適切な管理運営を図り、部外者進入禁止・小売行為禁止等条例上の規制、或は自主的ルール等の順守を徹底するよう管理運営することが、設置目的に合致するものと考えます。

境漁港の設置目的「漁港の根拠地となる施設を設置し、もって水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図ることを目的とする」。

水揚げ岸壁及び休けい用岸壁の適切な管理、係船の適切な運用調整等を図り、漁業者の利用に支障がないよう管理運営することが、設置目的に合致するものと考えます。

#### ②法令等の遵守

指定管理者として委託業務を遂行するに当たり、あらゆる関係法令を遵守します。職員全員が共通のレベルで遵守する体制を構築し、その指導・教育を徹底して行きます。

#### ③県との連携確保

公の施設を委託管理するという事は非常に責任が重いものであり、独断、独り善がりの運営は厳に慎まなければなりません。些細なことも含め、常に県との連携を確保する姿勢は大事であり、常日頃からコミュニケーションを図って行く考えです。時に意見の衝突があるかもしれませんが、良好なパートナーシップで問題解決に当たりたいと考えます。

#### ④公平な利用の確保

市場では様々な関係者が活動しており、利害が対立することもあります。中立・公平・公正という当社の基本理念に基づき、どちらか一方に与することなく的確な判断を行い、問題・課題解決に当たります。また、当社は卸3者出資の組織ですが、この点においても同様の基本姿勢で臨みます。

#### ⑤経費の効率化（節減）

民間会社としては当然一定の利益を追求する訳ですが、収入となる委託料が一定である以上経費の削減に努める必要があります。その努力の中で3分の2のインセンティブがあり、3分の1を県へ返納するということだと思えます。

修繕の必要性・範囲、消耗品の必要性等を吟味し、見積り合わせの徴求、価格交渉

等を徹底して行く方針です。経費の3割以上を占める外部委託費については、複数年契約だけでなく、業務に同一性があるものは業者の一本化を図り削減に努める考えです。

また、職員で出来ることは自ら実行し、修繕費や側溝清掃等の委託費の削減を図ります。その為には常日頃から職員が問題意識を持ち、知恵を出していくことが重要と考えます。

### (3) 他の施設管理の実績

他に施設管理をしている実績はありません。

## 2 施設の設置目的に沿った業務の内容

### (1) 市場条例及び漁港条例に基づき指定管理者が行う業務内容の理解と運用の考え方

市場施設の利用の許可・取り消し・制限、措置命令、危険物・放置物件の取扱い、個人情報保護、情報の公開等、鳥取県条例や各種法令に則った運用を図り、県と密接な連携を取りながら公平な管理運営を行います。

### (2) 施設設備の維持管理の考え方

過去4年間の実績を踏まえ、さらにアンテナを高くして安全面、衛生面、設備の機能面等に問題がないか確認励行し、関係者が快適で安全な利用が出来るよう配慮して行きます。

職員が常に問題意識を持って業務に取り組み、組織としても情報の共有化を徹底し、先手を打って危険性の目を摘み、迅速な修繕対応にも努めます。

また、県との連携にも注力し、県の間でも情報の共有化を図り問題解決に当たりたいと考えます。今後、高度衛生管理型市場を指向して行く中で、関係者及び県との連携は一層強化すべきと考えています。

### (3) 衛生管理・環境配慮（省エネルギーなど）の考え方

衛生管理については、巡回等において施設のハード面で問題がないか把握に努め、対処すべき案件は機敏に対応するよう努めます。ソフト面においては、利用者に問題行動がないか把握に努め、問題ある場合は注意指導を徹底して行きます。また、関係者との情報交換にも注力します。

環境配慮については、県のCO<sub>2</sub>削減等の施策を認識して運営を行います。エネルギーの中で、電気が一番大きなものですが、管理区域内の電気利用が適切に行われているか

巡回等での確認を励行し、関係者へも働きかけを行います。冷暖房は重油使用による集中管理となっていますが、気温・湿度を考慮した運用に注力します。但し、一般社会と違って市場という非日常的な環境にもあり、関係者の体調・健康にも配慮した運用が必要と考えています。

エネルギー面はコストの問題とイコールであり、電気、重油とも単価が高止まりしており、グローバルな動きの中で先行きも不透明なところがありますが、データに注力しながら適切な管理に努力します。今後の新しい市場作りの中で、この点はハード的に対応すべきものと考えています。

#### (4) 外部委託の考え方

外部委託の業務内容は、仕様書に記載されている業務で項目8の通りです。

業者選定に当たっては見積り合わせにて選定します。複数年契約を基本とし、業務に同一性があるものは業者の一本化を図り委託料の削減に努めます。契約に当たっては仕様書の条件を確実に履行するよう徹底します。

### 3 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

#### (1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

幸いこの4年間、該当となる事例は発生していませんが、策定している災害・防災マニュアルや消防計画等が形骸化しないよう職員の教育を徹底し、関係者との連携もさらに強化して行きたいと考えます。

新聞報道等を参考事例として、発電機の取扱い、グレーチングの盗難、不法投棄、鳥インフルエンザ、水産加工場での硫化水素中毒、車転落事故、労災事故等の切り抜きを社内回覧していますが、今後も巡回時及び作業時に職員の注意力を高めるよう指導して行きます。

近年、大型貨物船の境水道航行や大型クルーズ旅客船の寄港が増大しており、事故防止の観点から管理組合と連携し関係漁業者への事前通知や時間的に競合しないよう協力要請文の配布を実施していますが、今後も連携し事故の未然防止に努めます。

台風については、海上保安部の台風・津波対策協議会員として情報提供を受け、関係者へ強風対策等の措置を講ずるよう要請していますが、今後も保安部、関係者等との連携を強化して行きます。

境港市発行の津波防災ハザードマップを管理区域内主要箇所に貼付していますが、今

後も注意喚起を図って行きます。

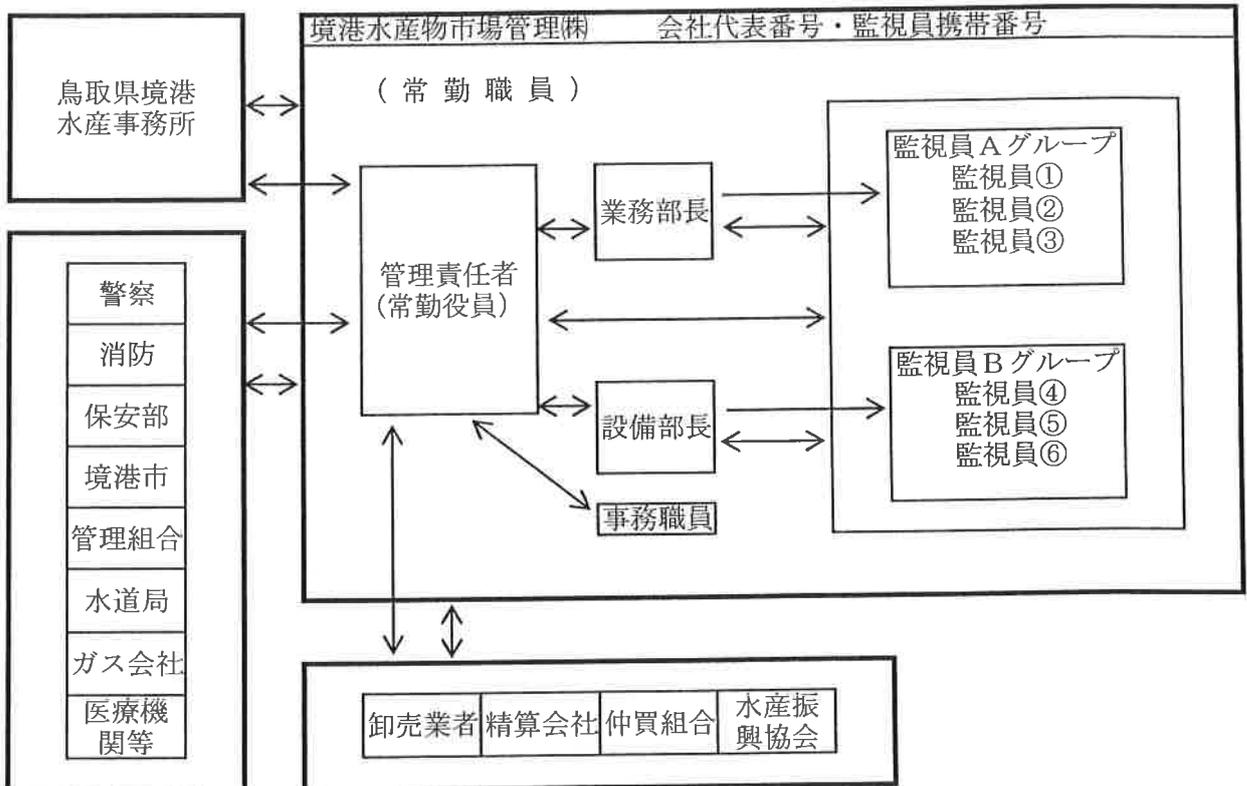
昨年から運用となったJ-ALERTやAEDについても適切な管理運営を図って行きます。

AEDについては、講習会受講修了者は現在3名の職員がいます。

今後も現在行っていることを着実に励行し管理区域の安全・安心向上に努めて参ります。

## (2) 緊急時の体制・対応

社内の連絡体制及び県水産事務所との連絡体制を基に、利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等、万全な体制を構築するよう努めます。



### (3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

日常の巡視活動の中で設備に不具合がないか点検に努めると共に、利用者からの苦情・要望等については迅速な対応を心掛け、時間を要す場合は理由、経緯の説明を行い、トラブルとならないよう未然防止に努めます。ケースによっては県へも速やかに報告し協議します。

## 4 個人情報保護等への対応

### (1) 個人情報の保護への対応

鳥取県個人情報保護条例を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう管理し、施設の管理に関し知り得た情報は他に洩らさないよう職員の教育を徹底します。

個人情報に係る内部資料については厳重な管理を行い、外部持ち出しは禁止とします。また、不要となったものはシュレッダー処理とします。

### (2) 情報の公開への対応

鳥取県情報公開条例の趣旨に則り県民の知る権利を尊重し、当社策定の情報公開規程に基づき県民の理解と信頼が確保できるよう適切に運用します。

## 5 施設利用の要望の把握、利用促進の考え方

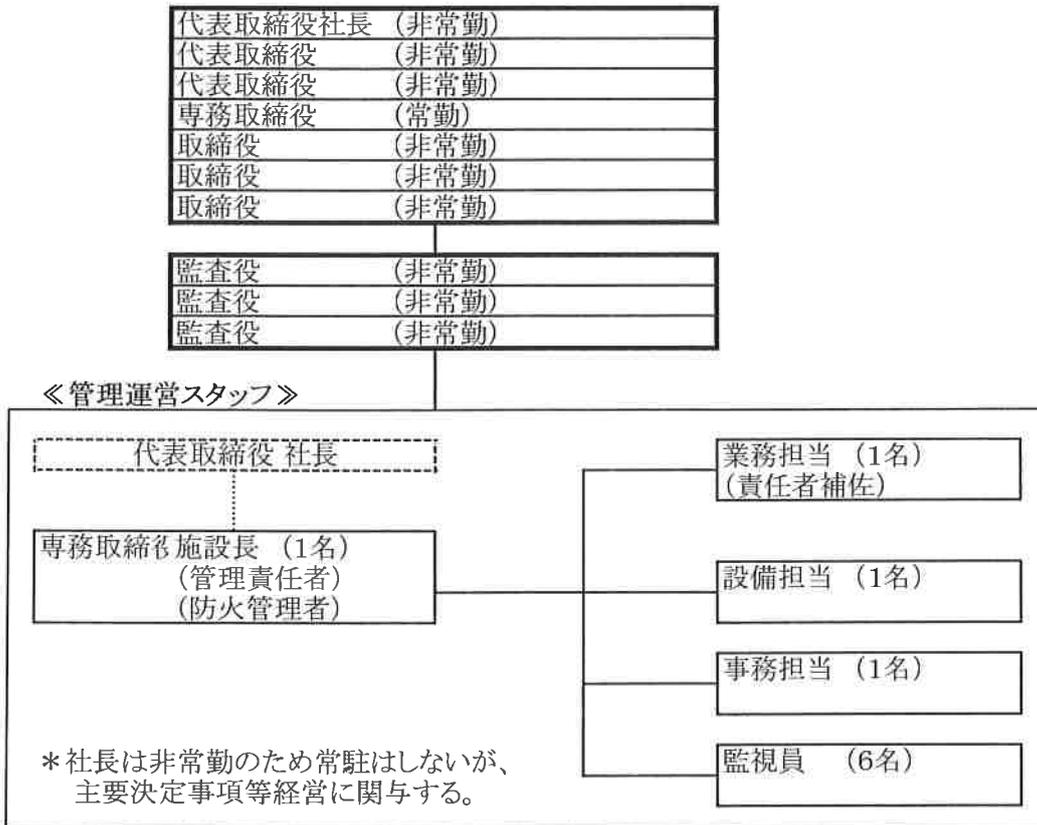
日常的に、各役職に応じて関係者とのコンタクトを図り、要望の把握に努めます。把握した要望に対しては社内での情報の共有化を図り、取り得る対策を迅速に実行します。

時間を要す場合は関係者の理解が得られるよう丁寧な説明を行うよう心掛けます。対応が難しい場合は県と速やかに協議し対策を講じます。

6 組織及び職員の配置

(1) 管理運営の組織

境港水産物市場管理 株式会社 組織図



① 実施体制の考え方

指定管理者となる会社は3卸売業者が平等に出資した会社です。3者の共同事業として責任の持てる体制が必要との考えで上記のような役員編成としています。また、実務スタッフは卸出身者及び外部からの人選です。

② 施設長の人選についての考え方

元もとの卸出身者ではありませんが19年2月にこの業界へ出向し、約2年卸会社に勤務して業界の知識習得に努めると共に、指定管理者制度導入について県との窓口となり折衝を担当しました。管理会社は卸売業者と密接な関係にありますが、一方運用面においては多少距離を置くことも必要であり、むしろ本来の卸出身者でなくてもよいとの判断で人選しています。

③ 境港水産物市場管理 株式会社の出資者

境港水産物市場管理 株式会社  
資本金 9,000千円

出資者	境港魚市場株式会社 境港市昭和町9番地7
	鳥取県漁業協同組合 鳥取市賀露町西4丁目1806番地
	漁業協同組合JFしまね 松江市御手船場町575番地

(2) 職員の職種等

職種 (職名)	雇用 関係	月勤務 日数	担 当 業 務	資格等
管理責任者	常勤	25日	統括	防火管理者
業務部長	常勤	22日	補佐職、衛生、廃棄物、利用許可等	
設備部長	常勤	22日	電気・機械設備保守管理等	
事務主任	常勤	22日	会計、庶務、その他	
監視員	非常勤	月20回	巡視業務	
監視員	非常勤	月20回	巡視業務	
監視員	非常勤	月20回	巡視業務	
監視員	非常勤	月20回	巡視業務	
監視員	非常勤	月20回	巡視業務	
監視員	非常勤	月20回	巡視業務	
計	10名			

(3) 現在の非常勤職員(監視員)の継続雇用に関する方針

業務運営において大きな戦力となっており、引き続き雇用します。退職による入れ替わりもありますが、各自多種多様な経歴を持ち力を発揮しています。

(4) 日常の職員配置

配置場所	職員配置の時間帯	職 名			
管理事務室	8:00~17:00	管理責任者	業務部長	設備部長	事務主任
1号詰所	5:00~15:00	監視員	平日、土曜・日曜日の体制		
7号詰所	5:00~15:00	監視員	平日、土曜・日曜日の体制		
管理事務室	5:00~15:00	監視員	平日の体制		
管理事務室	17:00~7:30	監視員	平日(夜勤)の体制		
管理事務室	7:30~17:00	監視員	土曜・日曜日、休場日の体制		

職員配置の考え方

監視員については現行の運営方法を踏襲して配置します。管理スタッフも上記の運営方法を基本として配置します。

(5) 人材育成

人の入れ替え時には十分な業務習得が出来るよう配慮します。社内での勉強会、意見交換会を充実させ、また外部講習会等へも積極的に参加し能力アップに努めます。

業務内容は各種法令・条例・規則等と密接に関連しており、その内容理解に注力します。担当者の問題としてだけでなく、組織全体の問題として対処します。

個人情報管理、守秘義務、コンプライアンス等、役職員が十分理解し、かつ忠実に励行するよう内部講習を適宜設け個々の役職員のレベルアップを徹底します。

時代の流れ・変化に機敏に対応できる運営を心がけ、常に最新の状況を踏まえた組織運営を目指して指導教育を徹底します。

7 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

(提出期限の日から起算して3年前の日までの間)

[次の法令に係る監督行政機関からの指導等及び対応の状況について記載すること。]

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働組合法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、電気事業法、消防法、浄化槽法、水質汚濁防止法、その他施設の維持管理・運営に係る法令

仲卸店舗について、消防計画を作成すること、消防計画に基づき消防訓練を実施することとの指摘を受けました。24年7月に消防計画を提出し、8月に消防訓練を実施しました。

8 委託、工事請負の発注予定

(単位：千円)

種別	内容	期間	金額 (概算)	発注先	選定方法	県外事業者へ発注する必要がある場合はその理由
清掃業務	市場清掃	5年	19,800	県内	見積り合わせ	
	管理センター清掃	5年	1,300	県内	見積り合わせ	
	休けい用岸壁清掃	5年	850	県内	見積り合わせ	
	排水槽清掃	1年	6,000	県内	見積り合わせ	
	側溝清掃	1年	900	県内	見積り合わせ	
	側溝清掃(持込)	1年	800	県内	単独指名	
廃棄物・汚水処理業務	市場一般廃棄物処理	5年	1,050	県内	見積り合わせ	
	休けい用岸壁一般廃棄物処理	5年	110	県内	見積り合わせ	
特別清掃業務		1年	500	県内	単独指名	
公害防止施設管理運営	産業廃棄物焼却施設管理運営	1年	14,120	県内	単独指名	
	汚水処理施設管理運営(分担金)	1年	4,500	県内	単独指名	
	汚水処理施設管理運営(使用料)	1年	16,300	県内	単独指名	
浄化槽維持管理業務		5年	760	県内	見積り合わせ	
浄化槽清掃業務		5年	1,100	県内	見積り合わせ	
貯水槽維持管理業務		5年	110	県内	見積り合わせ	
消防用設備点検業務、防火対象物定期点検業務		5年	480	県内	見積り合わせ	
清浄海水供給施設保守点検業務		5年	2,100	県内	見積り合わせ	
管理センター冷温水機保守点検業務		5年	900	県内	見積り合わせ	
空調設備保守整備業務		5年	300	県内	見積り合わせ	
みさき会館冷暖房設備保守点検業務		5年	300	県内	見積り合わせ	
場内電灯設備保守点検業務		5年	350	県内	見積り合わせ	
上屋シャッター保守点検業務		5年	440	県内	見積り合わせ	
自家用電気工作物保守管理業務		5年	1,450	県内	見積り合わせ	
ネズミ駆除業務		5年	330	県内	見積り合わせ	
みさき会館管理運営業務		5年	2,300	県内	見積り合わせ	
境港緑地管理業務		5年	400	県内	見積り合わせ	
除雪業務		1年	400	県内	単独指名	

## 9 法人等の社会的責任の遂行状況

### (1) 障がい者雇用

(注) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、事業主は、一定の割合(法定雇用率)の障がい者を雇用することとされている。一般の民間企業は、法定雇用率2.0%が適用されており、常用労働者数50人以上の企業で、1人以上の障がい者を雇用しなければならないこととなる。

[申請書の提出時点において該当する項目に  点を付してください]

ア 常用労働者数50人以上の事業者であり、

法定雇用率を達成している。

(平成25年6月1日現在で管轄公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付すること。)

法定雇用率を達成していない。

イ 常用労働者数が50人未満の事業者であり、

障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)を雇用している。

(障がい者雇用を証明できる書類を添付すること)

障がい者を雇用していない。

### (2) 男女共同参画推進企業の認定

(注) 男女共同参画推進企業：鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱(平成16年2月9日男女第250号)により認定された事業所

[申請書の提出時点において該当する項目に  点を付してください]

男女共同参画推進企業に認定されている。(認定証の写しを添付すること。)

男女共同参画推進企業に認定されていない。

### (3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS)Ⅰ種又はⅡ種規格認証等

(注) 鳥取県版環境管理システム審査登録制度 (TEAS)

: 鳥取県版環境管理システム審査登録要綱 (平成19年7月9日施行) により  
企業等の環境配慮活動を審査登録する制度。なお、TEAS I種及びII種規格  
については、鳥取県の認定する審査登録機関が、当該要綱に基づき審査登録を  
実施。

[申請書の提出時点において該当する項目に  点を付してください]

ISO14001 又はTEAS I種規格又はII種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。(登録証等の写しを添付すること。)
- 認証登録されていない。

## 10 その他の計画等

(特記すべき事項があれば記入してください。)

次期指定管理において、当市場が高度衛生管理型市場を目指すこと、修繕の基準が50万円未満から250万円未満に増加したこと、インセンティブが2分の1から3分の2へ拡大したこと、以上が主に大きな特徴になると思います。

修繕については、大きな額の変更であり、老朽化している施設の中で今後どの程度の案件が生じるのか定かではありませんが、一方新しい市場作りとの関係でどこまで修繕するかという兼ね合いも考慮する必要があります。案件の内容を緊急性、安全性、機能性等の観点から吟味する必要があり、県との連携を深めて対応して行きたいと考えます。

インセンティブの拡大は指定管理者のメリットになることですが、適切な経費管理を実施しメリットが享受できるよう運営を行いたいと考えます。

高度衛生管理型市場については、ハード面で当社の4年間の実績・経験を基に積極的に提言して行きたいと考えています。

例えば、市場に張り巡らされている側溝や排水槽は、普段あまり目にしない地味な存在ですが、人間で言えば血管や内臓に相当するものです。ランニングコストを考えた息の長い施設整備が必要と考えます。

その他、衛生管理・品質管理面では、清浄海水の冷却機能、場内での貝類・活魚の一時保管設備、シャッターが過多、魚の残滓処理保管庫設備、トラックスケール車両の血水垂

れ流し走行の禁止、手指非接触式のトイレ・手洗い場設置、防鳥対策。コスト面では、現行の冷暖房システムのあり方、海水使用による劣化軽減に雨水の有効活用、セリ場の自然採光、排水側溝への雨水進入防止、市場独自の排水処理施設、関係者の詰所、照明のLED化等、大まかに以上のようなことをイメージしています。

衛生面においてはハード面だけでなくソフト面も重要です。現在、当社で対応し得ることは実施していますが、まずは関係者のモラル向上が大事であり、様々な決まり事を守る仕組み、衛生管理研修会の立ち上げ等、今からでも出来ることは実行して行く必要があります。市場管理会社としての当社も積極的に関わって行きたいと考えます。

次に、高度衛生管理型市場構築の中で「親しまれる漁港・市場づくり（観光連携及び地域活性化の推進）」というテーマも掲げられており、当社の一部業務とも関連あることであり今後積極的に参加して行きたいと考えます。

現在、小学校の社会科見学の対応を行っており、24年度は24校・1,161名の来場者がありました。また、水産振興協会においては漁港・市場見学ツアーを実施しており、こちらも多くの来場者があります。

時に見学ツアーに該当しない来場希望者もあり、現在は出来るだけ対応するように取り組み、早朝5時半とか6時からでも同行案内するように努めています。見学用通路の整備も計画されているようですので、早朝の見学希望者に対しては可能な限り対応して行く考えです。現在は職員1名が中心になって対応していますが、この拡充やお魚マイスター検定の取得等も今後検討して行きたいと思えます。

水産まつりやまぐろ感謝祭の大きなイベントも催されていますが、引き続き環境美化等市場環境の整備にも積極的に取り組み、来場者に好印象を持って頂くように努めます。

(様式3)

鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の委託業務に関する収支計画書

法人等の名称 ( 境港水産物市場管理株式会社 )

1 委託業務に必要な委託料

136,087,000

円/年

2 上記委託料に伴う収支計算書

(単位:千円)

区 分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	備考
収入項目	県からの委託料	136,087	136,087	136,087	136,087	136,087	
収入合計 (A)		136,087	136,087	136,087	136,087	136,087	
支出項目	人件費(常勤職員)	20,118	20,265	20,382	20,529	20,645	
	人件費(非常勤職員)	13,985	14,055	14,104	14,152	14,200	
	消耗品費	450	450	450	450	450	
	燃料費	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300	
	光熱水費	11,000	11,100	11,200	11,300	11,400	
	修繕費	9,000	9,500	9,500	10,000	10,000	
	通信運搬費	400	400	400	400	400	
	委託料	55,000	55,000	55,000	54,200	54,200	
	使用料及び賃借料	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	
	分担金等	16,300	16,300	16,300	16,300	16,300	
	その他経費	4,234	3,367	3,051	3,006	2,692	
支出合計 (B)		136,087	136,087	136,087	136,087	136,087	
差額 (A) - (B)		0	0	0	0	0	

(注) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(様式3)

境漁港の委託業務に関する収支計画書

法人等の名称 ( 境港水産物市場管理株式会社 )

1 委託業務に必要な委託料

6,880,000

円/年

2 上記委託料に伴う収支計算書

(単位:千円)

区 分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	備考
収入項目	県からの委託料	6,880	6,880	6,880	6,880	6,880	
収入合計 (A)		6,880	6,880	6,880	6,880	6,880	
支出項目	旅費	20	20	20	20	20	
	消耗品費	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
	光熱水費	900	900	900	900	900	
	修繕費	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	
	役務費	10	10	10	10	10	
	委託料	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	
支出合計 (B)		6,880	6,880	6,880	6,880	6,880	
差額 (A) - (B)		0	0	0	0	0	

(注) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。